

指定宗教法人の清算に係る指針案に関する意見募集の実施について

令和7年9月6日

文化庁宗務課

この度、文化庁では、「指定宗教法人の清算に係る指針検討会」を開催し、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に規定する指定宗教法人の清算に係る指針を策定する予定です。

つきましては、本指針案について、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。なお、本意見募集は、行政手続法に基づくものではない任意の意見募集です。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和7年10月5日 必着 ※郵送の場合は、締切日当日消印有効

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」及び「命令などの案」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁宗務課 宛

電子メールアドレス：syuumukahenshin@mext.go.jp

(判別のため、件名は【指定宗教法人の清算に係る指針案への意見】としてください。

なお、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。

御意見は必ずメール本文に御記入ください。)

【4. 意見提出様式】

「指定宗教法人の清算に係る指針案への意見」

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

〈対象箇所〉 意見対象箇所を明記してください（例：1（1）本指針の趣旨・目的）。

〈意見内容〉

〈意見の理由〉

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください）。

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、意見提出者の氏名、住所、電話番号を除いて公表される場合がございます。
- ・ 氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

（文化庁 宗務課）